

答 申 第 7 号

平成15年2月6日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年8月21日付教学指第83号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第7号 仙台市立大沢小学校の「学校事故報告書」等の一部開示・非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申  
(諮問第7号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、下記の記載部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。また、「平成5年度から平成8年度の仙台市立大沢小学校の学校事故について」及び「平成13年度教職員の処分に関する文書」を不存在のため非開示としたことは妥当である。

平成8年5月29日付「(教職員による)事故について(報告)」中「教務主任の名前」  
平成14年1月16日付「教職員の事故について(報告)」中「教職員の氏名」  
「自動車事故報告書」中「運転者の氏名」

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき行った2件の開示請求に対してなされた一部開示決定等について提起されたものである。具体的には、申立人が「平成5年～10年度に大沢小学校で発生した学校事故等に関わる一切の文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が「児童の交通事故について」他を特定し、一部開示決定及び非開示(不存在)決定を行ったことについて、また、申立人が「平成13年度に大沢小学校で発生した学校事故及び生活問題等に関わる一切の文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が「児童の事故について」他を特定し、一部開示決定及び非開示(不存在)決定を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

以下においては、この2件の開示請求に係る公文書を一括して本件公文書とし、検討することとする。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った一部開示決定についての説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、その内容から以下の4つに分類することができる。

#### 学校事故報告書

学校事故報告書は、仙台市立学校の管理運営に関する規則第19条に「校長は、児童生徒の傷害事故若しくは死亡事故又は集团的疾病その他異例の事故が発生したときには、すみやかにその状況を教育委員会に報告するものとする。」と規定されているのに基づき、事故から1週間程度を目途に学校が作成し、教育委員会に提出しているものである。

また、提出にはいたらないが、校内において指導上必要な範囲で作成しているものもある。

#### 教職員の訓告、嚴重注意に係る文書

教職員の訓告、嚴重注意に係る文書は、当該教職員の処分の内容と理由を示して、職務履行の改善向上に資することを目的として作成されたもので、当該教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴等教職員の身分の取扱いに係る公文書である。

#### 自動車事故報告書

自動車事故報告書は、仙台市（実施機関を含む。）の所管する車両に事故が発生した場合に財政局長に提出されるものであり、車両の登録番号や事故の発生状況等が記載されている。

#### 生徒指導記録カード

生徒指導記録カードは、指導の対象となった事実の概要、行った指導の内容等が記録されており、今後の指導の参考となるよう作成されている。

### (2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号に該当するとして非開示としたのは、学校事故報告書中の児童・保護者・教職員等の氏名、住所、学年・クラス名、生年月日、年齢、性別、電話番号及び勤務先等、教職員の訓告、嚴重注意に係る文書中の教職員の職、氏名、住所、年齢、病名、学年・クラス名及びイニシャル、自動車事故報告書中の車両登録番号、車両名、年式、運転者の氏名及び年齢、生徒指導記録カード中の児童の氏名及び家庭の状況の各部分であるので、以下これらについて検討する。

ウ 学校事故報告書中の児童・保護者・教職員等の氏名、住所、学年・クラス名、生年月日、年齢、性別、電話番号及び勤務先等については特定の個人が識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。ただし、平成8年5月29日付「（教職員による）事故について（報告）」中の「教務主任の名前」は、教職員の職務の遂行に係る情報のうち当該教職員の氏名であるから、条例第7条第2号ただし書ハの規定により公開できない個人情報から除かれており、また、当該教務主任名を開示しても他の特定の個人を識別すること

ができないことから、同号に該当せず開示すべきである。また、平成14年1月16日付「教職員の事故について（報告）」中の「教職員の氏名」は、教職員の職務遂行中の事故に係る情報のうちの当該教職員の氏名であるから、条例第7条第2号ただし書八の規定により開示すべきである。

エ 教職員の訓告、嚴重注意に係る文書（当該文書に添付された事故報告書を含む。）中の教職員の職、氏名、住所、年齢、病名、学年・クラス名及びイニシャルについては、病名はもとより、その他の特定の個人を識別し得る情報も身分の取扱いに関する文書に記載されていることから、すべてが当該教職員のプライバシーに関する情報ということができ、条例第7条第2号に該当すると認められる。

なお、公務員の勤務態度、勤務成績及び処分歴等職員の身分の取扱いに係る情報については、同号ただし書八の規定には該当しないと解される。

オ 自動車事故報告書中の車両の登録番号、車両名及び年式については、当該車両が公用車として借り上げられていたにせよ、教職員の個人所有に係る車両であることから、これらの情報は当該教職員の私事に関する情報ということができ、特定の個人を識別し得る運転者の年齢とともに条例第7条第2号に該当すると認められる。

カ 生徒指導記録カード中の児童の氏名及び家庭の状況に関する記述については、前者が特定の個人を識別することができる情報であり、また、後者が個人のプライバシーに関する情報であることから条例第7条第2号に該当すると認められる。

### （3） 条例第7条第6号の該当性について

実施機関が条例第7条第6号に該当するとして非開示としたのは、訓告等教職員の身分の取扱いに関する文書及び同文書に添付された教職員による事故報告書における当該教職員の氏名等であるが、（2）で判断したとおり、実施機関が当該情報を非開示としたことは妥当であることから、ここで改めてこれらの情報に係る同号の該当性について判断は行わない。

### （4） 請求に係る公文書の不存在について

実施機関が不存在とした「平成5年度から平成8年度の仙台市立大沢小学校の学校事故について」は、文書分類表上「事故報告書」にあたり、その保存年限は第3種で5年となっている。したがって、当該公文書が保存年限を経過しているため廃棄処分済であるという実施機関の主張には合理性があり、また、当該公文書を継続保管すべき特別の必要性も見出せないことから、当該公文書が実施機関に存在するとは認められない。なお、実施機関が一部開示した学校事故報告書のうち、平成8年2月21日付と平成8年5月29日付のものは、第1種で永年保存とする「懲戒関係書」中に資料として添付されている、廃棄された事故報告書の写しである。

次に、実施機関が不存在とした「平成13年度教職員の処分に関する文書」については、平成13年度には仙台市立大沢小学校において教職員が処分された事実は認められず、従って当

該文書を作成していないとする実施機関の主張には合理性があり，当該公文書が実施機関に存在するとは認められない。

(5) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審査会の処理経過

( 諮問第 7 号 )

年月日	内 容
平成14. 8 . 21	・ 諮問を受けた
14 . 10 . 16	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
14 . 11 . 28 （平成14年度 第 8 回審査会）	・ 諮問の審議を行った
14 . 12 . 11	・ 異議申立人から意見書を受理した
15 . 1 . 15 （第 9 回審査会）	・ 諮問の審議を行った